

北但行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

〔平成10年6月17日〕
規則第4号

改正 平成19年3月31日規則第3号 平成19年10月31日規則第14号

平成21年3月31日規則第5号 平成23年2月22日規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、北但行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧及び貸出し)

第3条 管理者は、報告書等を縦覧に供するほか、第6条の規定により貸し出すことができる。

(縦覧の期間等)

第4条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、北但行政事務組合の休日を定める条例（平成7年北但行政事務組合条例第5号）第2条第1項各号に掲げる日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前9時から午後5時までとする。

(縦覧の手続)

第5条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（様式第1号）に必要な事項を記入しなければならない。

(貸出し手続)

第6条 報告書等の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、報告書等貸出申請書（様式第2号）に必要な事項を記入しなければならない。

2 前項の規定による申請は、申請者の住所及び氏名（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事業所又は事業所の所在地）を証する書面を添付するものとする。

3 管理者は、前2項の申請があつた場合で報告書等の貸出しが当該報告書等の縦覧に支障が生じないと認めたときは当該報告書等の貸出しを許可する。この場合において管理者は、申請者に対して当該報告書の貸出しを行う日その他必要な事項を記載した報告書等貸出許可書（様式第3号）を交付するものとする。

(報告書等の貸出期間)

第7条 前条第3項の規定により報告書等の貸出しを許可した者(以下「借用者」という。)に対する当該報告書等の貸出しを行う期間(以下「貸出期間」という。)は、当該貸出しを許可した日から起算して3日を超えない日までとする。ただし、貸出期間の満了した日が第4条に規定する縦覧等を行わない日に該当する場合は、当該日の翌日をもって貸出期間の満了日とみなす。

2 前項の規定にかかわらず管理者は、報告書等の維持管理上必要があると認めた場合は、貸出期間を短縮することができる。この場合において管理者は、借用者に対し当該貸出期間を短縮する旨を通知しなければならない。

(報告書等の返却)

第8条 借用者は、報告書等の貸出期間(前条第2項の規定により貸出期間が短縮されたときは当該短縮された期間)が満了したときは、直ちに報告書等を管理者に返却するものとする。

(縦覧者の遵守事項)

第9条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を管理者の許可なく縦覧に供する場所以外に持ち出し、又は借用者以外の者に転貸しないこと。
- (2) 報告書等を破損し、汚損し又は加筆しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧又は貸出を中止し、禁止し又は返却を命ずることができる。

(住民の意見書の記載事項)

第10条 条例第6条第2項の意見書(様式第4号)には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 提出年月日
- (2) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (3) 施設の名称
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則(平成19年3月31日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 31 日規則第 14 号）
この規則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 5 号）
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 22 日規則第 5 号）
この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

縦覧申込書

北但行政事務組合
管理者 様

住 所

申込者

氏 名

〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び
登記された事務所又は事業所の所在地 〕

北但行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則第5条により、報告書等の縦覧を申し込みます。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

報告書等貸出申請書

北但行政事務組合
管理者 様

住 所

申請者

氏 名

〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び
登記された事務所又は事業所の所在地 〕

北但行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則第6条第1項により、報告書等の貸出しを申請します。

貸出しを受けようとする報告書等の名称	
貸出しを受けようとする期間	年 月 日～ 年 月 日
報告書等の貸出しを受けたい旨の理由	
申請者の身分を証する書面の添付	別添のとおり

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

報告書等貸出許可書

住 所

借用者

氏 名

〔 法人にあっては、名称、代表者の氏名及び
登記された事務所又は事業所の所在地 〕

北但行政事務組合
管理者



北但行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則第6条第2項により、報告書等の貸出しを許可します。

貸出しを許可する報告書等の名称	
貸出しを許可する期間	年 月 日～ 年 月 日
貸出期間満了（予定）日	年 月 日（ ）
返 却 場 所	

（貸出しに際し遵守すべき事項）

- 1 借用者以外の者に転貸しないこと。
- 2 報告書等を破損し、汚損し又は加筆しないこと。
- 3 貸出期間が満了したときは、直ちに報告書等を管理者（上記の「返却場所」）に返却すること。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

意 見 書

北但行政事務組合
管理者 様

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び
登記された事務所又は事業所の所在地 〕

北但行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり意見を提出します。

施設 の 名 称	
利 害 関 係 を 有 す る 理 由	
生 活 環 境 の 保 全 上 の 見 地 か ら の 意 見	